

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を
改正する訓令
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
青少年に有害な図書類の指定
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二
件)
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公安告示 遊技機の型式の認定

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令
許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表稅務課の項第一号中
同項第二号を次のように改める。

三 二七 県稅事務所

を 八

二二 県稅事務所

確定申告書の提出期限
前に申請書のあつたもの
については、確定申告
書の提出期限の翌日か
ら起算する。

に改め、

訓 令

鳥取県訓令第四号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を
次のように定める。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表厚生援護課の項に次の六号を加える。

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|--|--|--|------------------------|------------------------------------|
| 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 |
| 鳥取県立福原荘の使用料の徴収猶予の決定 | 鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘における使用料の減免の決定 | 鳥取県立福原荘の利用の許可 | 養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可 | 養護老人ホーム等の廃止又は休止の時期の認可 | 市町村又は社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置の認可 | 寄附金の募集の許可 1 町村の区域に係るもの 2 市の区域に係るもの | 社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可 1 町村の区域に係るもの 2 市の区域に係るもの | 第一種社会福祉事業の経営の許可 1 町村の区域に係るもの 2 市の区域に係るもの | 町村の福祉に関する事務所の設置及び廃止の承認 | 市町村の身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の附置の認可 |
| 鳥取県立福 | 鳥取県立福 | 鳥取県立福 | 鳥取県立福 | 鳥取県立福 | 老人福祉法 | 老人福祉法 | 老人福祉法 | 老人福祉法 | 社会福祉事業法 | 老人福祉法 |
| 五 | 七 | 〃 | 〃 | 五 | 〃 | 一〇 九 | 一三 九 | 九 | 十四 | 七 |
| | | | | | | 五 | 八 | 〃 | 八 | |
| 五 | 七 | 〃 | 〃 | 五 | 〃 | 六 | 五 | 九 | 六 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 広報文書課 | 福祉事務所 広報文書課 | 広報文書課 | 福祉事務所 | 広報文書課 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--------------|--------------------------|----|
| に改め、同項第五号中 | " | " | を | 一〇 | に改める。 | 七 | 一 |
| 七 を | " | " | に改め、同項第四号中 | 一四 | に改め、同項第二号中 | 七 | 一 |
| 別表保険課の項第一号中 | 八 | 八 | を | 七 | に改め、同項第二号中 | 七 | 一 |
| 別表県民生活課の項第五号中 | 三四日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数 | 〇日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数 | 一三日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数 | 九日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数 | に改める。 | に改める。 | 一 |
| に改める。 | 二 | 二 | に改め、同項第三号中 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 別表児童家庭課の項第一号中 | 一四 | 一四 | を | 一一 | に改め、同項第二号中 | 一一 | 一五 |
| 別表児童家庭課の項第一号中 | 一四 | 一四 | を | 一一 | に改め、同項第二号中 | 一一 | 一五 |
| <p>二十一 鳥取県立福原荘の身元引受人の変更の承認</p> <p>二十二 特例許可外老人病院の非適用の承認</p> | <p>原荘管理規 則</p> | <p>七日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数</p> | <p>七日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数</p> | <p>七日に 係先との協 議に要する 日数を加え た日数</p> | <p>広報文書課</p> | <p>関係先との協議を要す る。</p> | |

七 「に改め、同項第十九号中」 二〇
 「を」 二〇
 「を」
 「に改め、同項第二十号中」 七

七 「を」
 「に改める。」

別表農蚕園芸課の項第二号を削り、同項第三号中
 「を」
 「地方農林振興局」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 生繭売買業届出受理証の交付
 鳥取県蚕糸業法施行細則 一二 五 七

別表畜産課の項第一号中 「一九 五 一四」を
 「一二日に市町村への照会に要する日数を加えた日数」に改め、同項第二号中 「五」を

「に改め、同項第三号中」 一九
 「一四」を 「一八」
 「一〇」に改め、同項第五号中

「係機関の諮問に要する日数を加えた日数」を
 「係機関の諮問に要する日数を加えた日数」に改め、同項第十一号中 「一九 五 一四」を

「に改め、同項第十二号中」 七
 「を」
 「に改め、同項第十八号を次のように改める。」

十八 種雄豚証明書の交付
 鳥取県種雄豚検査条例 一八 八 一〇
 家畜保健衛生所

別表畜産課の項第十九号中 「を」 五
 「に改める。」

別表耕地課の項第二号中

一五

七

八

を

一二

〃

七

に改める。

別表造林課の項第一号中

四〇

二〇

二〇

地方農林振興局

を

三五日に審議会の諮問を答申した日数を加える

二〇

一五日に審議会の諮問を答申した日数を加える

地方農林振興局

鳥取県森林審議会の答申を要する。

に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二

保安林の指定又は解除

〃

一〇日に確認及び市町村の揭示の日数を加えた

一八

八二日に確認及び市町村の揭示の日数を加えた

〃

法定日数を含む。

別表漁港課の項第一号中

八日に関係機関との協議に要した日数を加えた

八日に関係機関との協議に要した日数を加えた

広報文書課

農林水産大臣との協議を要する。

を

八

八

広報文書課

に改め、同項第二号中

〃

〃

〃

を

〃

〃

〃

に改

め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三

漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良、土地の掘削若しくは盛土又は汚水の放流若しくは汚物の放棄の許可

四

漁港区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可

五

漁港区域内の水域又は公共空地の占用の許可

〃

〃

〃

〃

〃

〃

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---------------------------------------|
| 三 | <p>開発行為の許可 1 市街化区域に係るもの</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>取付道路等の管理者との協議を要する。</p> |
| 2 | <p>市街化調整区域に係るもの</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>農地転用の許可等との調整及び鳥取県開発審査会の答申を要する。</p> |
| 3 | <p>市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に係るもの</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>一 一日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>農地転用の許可等との調整を要する。</p> |
| 四 | <p>開発行為に関する工事の完了公告前における建築等の承認</p> | " | <p>七</p> | " | <p>七</p> | " | |
| 五 | <p>開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可</p> | " | <p>八</p> | " | <p>八</p> | " | |
| 六 | <p>開発許可に係る予定建築物等以外の建築等の特例許可</p> | " | <p>"</p> | " | <p>"</p> | " | |
| 七 | <p>開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可</p> | " | <p>八日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>八日に 係機関との 協議に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>農地転用の許可等との調整及び鳥取県開発審査会の答申を要する。</p> |
| 八 | <p>市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更の際既に宅地であつた土地である旨の確認</p> | " | <p>七</p> | " | <p>七</p> | " | |
| 九 | <p>都市計画事業の認可又は変更の認可</p> | " | <p>八日に 係機関の意見 聴取に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>八日に 係機関の意見 聴取に要す る日数を加 えた日数</p> | " | <p>用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|----|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 十 | 個人が施行する土地区画整理事業の施行若しくは終了の認可又は規約若しくは事業計画の変更の認可 | 土地区画整理 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |
| 十一 | 土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可 | 土地区画整理 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |
| 十二 | 土地区画整理組合の定款の変更の認可又は総会の議決等による組合の解散の認可 | 土地区画整理 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |
| 十三 | 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可又は変更の認可 | 土地区画整理 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |
| 十四 | 換地計画の認可又は変更の認可 | 土地区画整理 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |
| 十五 | 公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理の許可 | 公園法 | 八日に事業 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 | 八日に関係 |

別表下水道課の項第一号を次のように改める。

| | | | | | | | | | |
|---|----------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一 | 都市計画事業の認可又は変更の認可 | 都市計画法 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 |
| | 都市計画法 | 都市計画法 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 |
| | 広報文書課 | 広報文書課 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 |
| | 用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。 | 用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 | 七日に関係 |

別表下水道課の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表河川課の項第十三号中「」を「」に改め、同項第十四

号中「五」を「」に改め、同項第十七号中「認可」の下に「又は変更の認可」を加え、「七」を「二八」を「一四

二二に改め、同項第十八号を削る。

附 則

この訓令は、昭和六十年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------------|-----------|
| 川田内科医院 | 米子市上福原一八四八一 | 昭和六十年六月三日 |
| 井上歯科医院 | 八頭郡郡家町大字郡家六四七 | 〃 |

鳥取県告示第六百七十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------|---------------|-------------|
| 井上歯科医院 | 八頭郡郡家町大字郡家六四七 | 昭和六十年三月二十七日 |

鳥取県告示第六百七十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指 定 番 号 | 種 別 | 題 名 | | 発 行 記 号 等 | 類 別 |
|---------|---------------|----------------------|----------------|-----------|--------|
| | | 題 | 号 | | |
| 1949 | 雑誌その他 の刑行物 | エロムフナーカス ルーニコ出身の女 | No.8 SEX大好き | EF-8-1-E | 佛アツパル社 |

| | | | | |
|------|---|--------------------------|----------------------|---------|
| 1950 | " | イブゾラックス 恥骨があたる 桜散りました | EY- 7-E | テリス出版 |
| 1951 | " | 濡れた下着 濡れる下着 | FE- 7 | テリス出版 |
| 1952 | " | 貝舐め 満開写真 | FE- 10 | テリス出版 |
| 1953 | " | 少女いたずら 火遊び | C1- 4 | Do 企画 |
| 1954 | " | GAL SOFT 快感美少女 オナニー少女 | GS- 7-E | Do 企画 |
| 1955 | " | 牝 爛漫早業 | ES- 7-E | Do |
| 1956 | " | 特集女便所盗みどり 奈々子 | FE- 6 | Do 企画 |
| 1957 | " | ジュノンブライドを犯す ジュノンブライド | FF- 3 | Do 企画 |
| 1958 | " | Hiheel | HH- 8-E | Do 企画 |
| 1959 | " | 愛戯術 ◎絶頂愛無術 | ZD- 7-E | Do 企画 |
| 1960 | " | 熟写時代 変態二穴責め | FD- 8 | トライビジョン |
| 1961 | " | ソエエブ 狼狽挿入 | SE- 7-E | トライビジョン |
| 1962 | " | 少女白書 狼狽挿入 | SH- 8-E | トライビジョン |
| 1963 | " | ビデオスクラソナル 股開く女教師 | VS- 8-E | なし |
| 1964 | " | 若妻欲求不満 | 雑誌 03694- 6,30 | 株式会社出版 |
| 1965 | " | 漫画ラブトマニア 7月号 | 雑誌 1183 93-7 | 株式会社植書社 |

| | | | | |
|------|---|---------------|---------------------|----------|
| 1966 | " | 漫画アイドル 7月号 | 雑誌 1014 53-7 | 辰巳出版 |
| 1967 | " | 漫画オリンピア 7月号 | 雑誌 1075 87-7 | 辰巳出版 |
| 1968 | " | 漫画ラブアタック 7月号 | 雑誌 1086 57-7 | 辰巳出版 |
| 1969 | " | 女教師・教えてあげる | 雑誌 0361 4-7 | ミリオン出版 |
| 1970 | " | 激面ジャック 7月号 | 雑誌 0362 1-7 | 株式会社大洋書房 |
| 1971 | " | 漫画ハーレム 7月号 | 雑誌 0866 1-7 | 佛ゼン新社 |
| 1972 | " | ラブソフロン 6月号 | 雑誌 1178 31-6 | 佛ゼン新社 |
| 1973 | " | 写真時代 7月号 | 雑誌 1044 15-7 | 白夜書房 |
| 1974 | " | ヘイ/バタイア 7月号 | 雑誌 1079 73-7 | 株式会社白夜書房 |
| 1975 | " | セクシーアクション 7月号 | 雑誌 0551 3-7 | 株式会社サン出版 |
| 1976 | " | 実話ニッポン 6月号 | 雑誌 0521 5-6 | 竹書房 |
| 1977 | " | 特ダネ最前線 6月28日号 | 雑誌 11984 6/28 | 株式会社日本文芸 |

鳥取県告示第六百七十九号

福部村が行う土地改良事業に係る簡溪地区の換地計画の認可申請として、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年六月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十号

福部村が行う土地改良事業に係る八重原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年六月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年六月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十年六月十九日（水）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 鳥取県産業教育審議会委員の任命について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年六月十八日

鳥取県公安委員長 秋 久 勲

| | | |
|---------|---------|-----------|
| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
| ぱちんこ遊技機 | アドバンス3号 | 奥村遊機株式会社 |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】